

消防関係届出等のオンライン手続きの開始について



次の届出等について、令和8年9月1日(火)より新たにオンライン手続きができるようになりました。簡単、便利なオンライン手続きをぜひご利用ください。

○オンライン申請を新たに開始する届出等

- ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出
- ・煙火の打上げ又は仕掛届出
- ・水道の断水又は減水届出
- ・道路工事届出
- ・露店等の開設届出
- ・り災証明申請(火災関係) ※り災証明書の受取りには来庁が必要です。

○オンラインでの手続き方法

e-KANAGAWAという電子申請サービスにより手続可能です。内容の確認後に消防署の担当者が受理の操作をすることにより手続が完了します。

手続後の進捗状況は e-KANAGAWA で確認できます。申請完了後と受理完了後には入力したメールアドレスにメールが送付されます。

お問合せ

二宮町消防署 警備隊 消防担当

電話 0463-72-0015(代表)

Mail firedept2@town.ninomiya.kanagawa.jp